

# 介護保険だより

令和2年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

## 支払決定後の過誤処理（介護給付費請求明細書の取下げ）について

### 1 過誤処理について

過誤処理は、サービス事業所の請求誤り等により、支払済みの請求を取下げの処理のことをいいます。取下げが行われた後は、正しい内容で再度請求をすることができます。

#### 過誤【処理の流れ】

①事業所は、保険者（市町村）に過誤申し立ての依頼（取下げの依頼）を行います。

※ 生活保護単独受給者（被保険者番号がHから始まる利用者）の場合は介護券に記載されている福祉事務所に過誤申し立ての依頼を行います。



②保険者は、依頼内容をもとに過誤申立書を作成し、国保連合会へ提出します。



③国保連合会にて過誤処理（取下げ処理）を実施します。



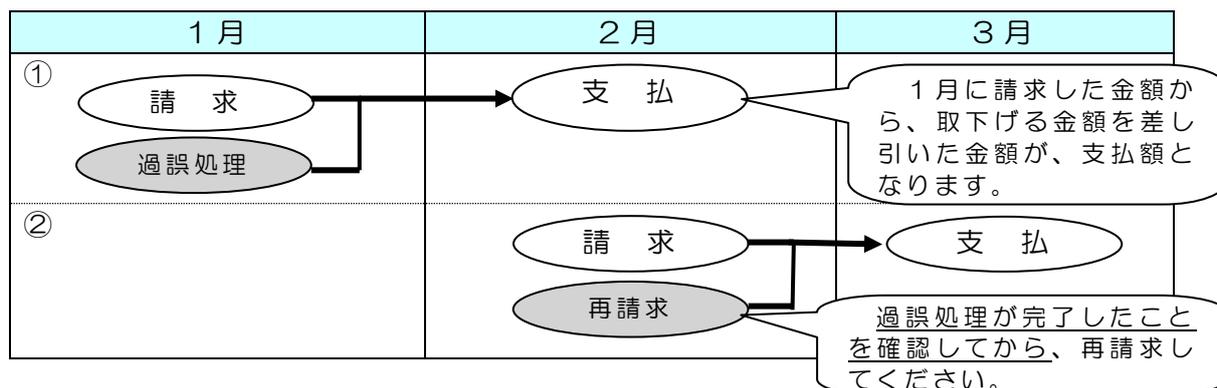
④事業所に過誤処理結果を「介護給付費過誤決定通知書」によりお知らせします。  
※ 「介護給付費過誤決定通知書」は、取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。この帳票で取下げの完了を確認してから、介護給付費請求明細書を再提出してください。

※ 過誤申立の依頼に必要な提出書類や提出期限については、保険者により異なりますので、詳細は各保険者に直接お問い合わせください。

また、過誤の依頼は、提出期限に余裕をもって行ってください。

## 2 金額調整について

【1月に過誤処理を行った場合の金額調整の例】



### 国保連合会にお問い合わせをいただく際のお願い

#### 1 介護保険系の直通番号におかけください。

お問い合わせの際は以下の番号におかけください。介護保険課介護保険系の職員が出ますので、電話を転送する間の待ち時間はありません。

介護保険課介護保険係 直通番号：027-290-1319

#### 2 返戻等に関するお問い合わせの前に本会ホームページをご一読いただき、対応方法等についてご確認ください。

アドレス <http://www.gunmakokuho.or.jp/>または「群馬県国保連合会」と検索してください。

- ・ホーム>介護保険事業所の皆様へ>4 請求関係資料>介護給付費請求の手引き
- ・ホーム>介護保険事業所の皆様へ>12 介護保険だより

「よくある返戻の理由と対処方法について」は、介護保険だより令和元年7月号、給付管理票「新規」「修正」「取消」、「査定でエラーのあるもの」については、令和元年10月号に掲載しています。

※ ご不明な点等ある場合には、本会から送付された帳票をお手元にご用意の上、お問い合わせください。

#### 3 お問い合わせの際は、事業所番号、事業所名称及び提供しているサービス種類等をお伝えください。



#### お問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）  
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

